

基礎研修(サービス管理責任者)における実務経験について

1号

相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間
(対象となる施設・事業は別添1参照)

1号(相談支援業務)と2号(直接支援業務)の対象施設が異なるところがあるので、注意してください。

保育士が保育園に勤務した期間は含まれないので注意してください。

1号と2号に該当する期間を通算して、**3年以上**

2号

・社会福祉主事任用資格者(社会福祉士、精神保健福祉士含む)
・ホームヘルパー養成研修2級課程等の修了者
(介護福祉士、介護職員初任者研修修了者、実務者研修修了者含む)
・児童指導員任用資格者
・保育士
・精神障害者社会復帰指導員等任用資格者

が、直接支援業務に従事した期間
(対象となる施設は別添1参照)

3号に該当する期間
6年以上

3号

2号に掲げる施設等(別添1参照)の従業者であって、上記2号に掲げる資格を有しない者が直接支援業務に従事した期間

4号

下記の資格に基づき、その資格に係る業務に従事した期間

・医師	・歯科医師	・薬剤師	・保健師
・助産師	・看護師	・准看護師	・理学療法士
・作業療法士	・社会福祉士	・介護福祉士	・視能訓練士
・義肢装具士	・歯科衛生士	・言語聴覚士	・あん摩マッサージ指圧師
・はり師	・きゅう師	・柔道整復師	・栄養士(管理栄養士を含む)
・精神保健福祉士			

4号に該当する期間
1年以上

上記1号から3号までの期間を通算して
1年以上

国家資格等による業務に1年以上従事している者は、相談支援業務及び直接支援業務の実務経験が1年以上となっているが、国家資格等による業務に従事した期間と相談支援業務及び直接支援業務に従事した期間が重複している場合は、どちらもカウントしてかまわない。例えば、国家資格等による業務が相談支援業務となる場合は、2年の実務経験ではなく1年以上の実務経験で良いこととなる。(H18.6.23 Q&Aを参考)

※1年以上の実務経験とは＝業務に従事した期間が1年以上で、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であること。